08201

茨城県

水戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○投下固定資本額　下限無し ○対象業種 ①製造業，卸売業，自動車貨物運送業等(市内全域) ②商業施設，業務系のオフィス等(中心市街地) ○対象要件 ・事業の用に供する面積が 500 ㎡以上の事業所を新増築するもの (水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除条例)	水戸市民を新たに5人雇用(健康保険法第5条第1項又は第6条に規定する被保険者)すること	課税免除 (3年間)	固定資産税 都市計画税	固定資産税等を，事業の用に供した日の翌年度から3年間免除

〈補助金，融資，奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	補助内容
水戸市企業立地促進補助金交付要項	H26.6	○事業の用に供する床面積が 500 ㎡以上であること(増築の場合は，既存の床面積から 500 ㎡以上増えること) ○事業開始から 6 か月経過するまでに水戸市民を5人以上新たに雇用すること(法人で被保険者資格を取得するもの) ○対象業種 製造業・情報通信業・道路貨物運送業・倉庫業・卸売業・学術開発研究機関・コールセンター業・自動車整備業　等	◆建物を新増設する場合 ○用地・建物・償却資産(設備)の取得費に対し ・補助率7%(雇用数5人～14 人)，補助率 10%(雇用数 15 人～)，上限額2億 5,000 万円 ◆既存物件を活用する場合 ○既存物件の改装費，償却資産の取得費に対し ・補助率7%(雇用数5人～14 人)，補助率 10%(雇用数 15 人～)，上限額 3,000 万円 ◆正規社員の雇用増加奨励 正規雇用増加1人あたり 10 万円／年の雇用奨励金，期間3年間

【詳しくはこちら(水戸市企業立地促進補助金のご案内)⇒https://www.city.mito.lg.jp/page/4055.html】

08203

茨城県

土浦市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
土浦市企業立地促進奨励金交付要項	H18.2	1.神立工業団地、東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北工業団地、土浦おおつ野ヒルズに事務所等を新増設した法人で、新増設に伴う新規採用により、市内に住所を有する者（市外からの転入を含む）を5名以上増加した法人。 2.1の区域を除く市内全域において、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、農業（植物工場に限る）、大規模小売店舗（認定中心市街地に限る）の業種の事務所又は事業所を新増設（新増設のために投資した投下固定資産（家屋）の総額1億円以上とする）した法人で、新増設に伴う新規採用により、市内に住所を有する者（市外からの転入を含む）を5名以上増加した法人。 該当にならない法人 1.(1)市税の滞納があるもの (2)工業専用地域に建築できる以外の事務所を新増設したもの (3)工業専用地域に建築できる事務所のうち次に掲げる事務所等を新増設したもの。 ・神社、寺院、協会その他これらに属するもの ・保育所その他これらに属するもの ・公衆浴場　・診療所 ・自動車教習所 ・カラオケボックスその他これらに属するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する事務所を新増設したもの (5)前各号に掲げるもののほか，市長が適当でな	奨励金 ○固定資産税相当額（3年間）

		いと認めるもの	
		2.(1) 市税の滞納があるもの (2) 市内で移転するもの (3) 次に掲げるいずれかに該当するもの ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団であるもの ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第号6に規定する暴力団員が役員となっているもの (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する事務所を新増設したもの (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が奨励金を交付することにつき適当でないと認めるもの	
土浦市企業立地促進事業費補助金交付要項	R3.10	《対象者》 (1) 市内において、下記業種に係る事務所、事業所、営業所、工場その他事業の用に供する施設を新増設すること。ただし、神立工業団地、東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北工業団地、土浦おおつ野ヒルズにおいて施設の新増設をする法人においては、この限りではない。 （製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、農業（植物工場に限る。）、小売業（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第 91 号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に限る。）） (2) 補助金の交付を申請する日までに、市内に住所を有する者を新たに5人以上雇用すること。 等 面積要件もあり。 《補助対象》 補助対象経費、敷地の整備並びに土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用	《補助金額》 補助対象経費の10％ 1億円（施設5千万円）限度

https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000269.html

08204

茨城県

古河市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
古河市工場立地法地域準則条例	H30.3	準工業、工業・工専地域、重点促進区域※における製造業等に係る工場又は事業場。 ※用途地域の定めのない地域であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づく区域（工業・工専地域を除く）	緑地面積率及び環境施設面積率の緩和 ○敷地面積に対する緑地面積の割合 準工・重点促進区域　10%以上 工業・工専地域　　5%以上 ○敷地面積に対する環境施設面積の割合（緑地面積を含む） 準工・重点促進区域　15%以上 工業・工専地域　　10%以上

【詳しくはこちら（工場立地法緑地率緩和のご案内）】

https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/soshiki/syoko/3/8259.html

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
古河市企業立地促進条例	H24.3	①指定地域において用地を取得し、企業立地を行うものであること ②企業立地に係る敷地面積が 9,000 平方メートル以上又は建築面積の合計が 3,000 平方メートル以上であること ③製造業（物品の加工修理業を含む）に供するものであること ④産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与するものであって、奨励措置を適用するにふさわしいと市長が認めるものであること	企業立地のために取得した投下固定資産（土地・家屋）に係る固定資産税及び都市計画税相当額を3年間奨励金として交付

【詳しくはこちら（企業立地促進奨励金のご案内）】

https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/soshiki/syoko/kigyouyuchi/12633.html

08205

茨城県

石岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
対象業種： 産業用機械・金属関連産業，生活関連産業，物流関連産業 ※地域未来投資促進法に基づく「地域牽引事業計画」の承認を得た場合	市内在住の従業員を5人以上 （中小企業は3人以上）	課税免除	固定資産税 都市計画税	平成 21 年7月1日～令和10年3月31日 （最大3年間）

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
石岡市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例	H21.6.17	地域未来投資促進法に基づく工場立地特例対象区域において，製造業等に係る工場又は事業場を立地する場合	○緑地面積率 柏原工業団地・荒金地区5% ○環境施設面積率 柏原工業団地・荒金地区 10%
石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金	H22.3.31	事業所等（産業用機械・金属関連産業，生活関連産業，物流関連産業）の新設または増設をし，操業開始の前後6カ月以内に市内在住の従業員を5名以上（中小企業者は3人）増加すること。	補助金 ○年額 12 万円／1人あたり ○1事業所 1,000 万円／年を限度 ○3年度を限度（補助認定した者に限る）
石岡市製造業水道料金支援補助金	R1.7.17	市内に工場を置き，産業分類で定める製造業を営む法人であって，工業用水として工場で上水道を年間 5,000 ㎥以上使用する事業者。	補助金 ○1㎥当たり 10 円を乗じた額 ○1事業所 200 万円／年を限度 ○適用期間：令和6年3月 31 日まで

【詳しくはこちらへ（石岡市産業立地ガイド） ⇒ https://www.city.ishioka.lg.jp/page/dir009542.html】

08207
茨城県
結城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
結城市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例	H28.3	茨城県知事の認定を受けた「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に基づき特定業務施設を整備	○当該施設の用に供する土地、建物、償却資産に対して課税される固定資産税の税率を軽減 ・移転型（東京 23 区にある本社機能の移転） 3年間　課税免除 ・拡充型（東京都 23 区以外の本社機能の移転・新増設） 3年間　0.14％（90％減税）

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
結城市企業誘致条例	H20.12 （H21.4.1 より施行）	適用地区内の新設・増設・移設 ○新設 投下固定資産額　1億円以上 操業開始時の常時雇用従業員　5人以上 土地を取得又は賃借した日から3年以内に操業開始 ○増設 投下固定資産額　5,000 万円以上 市税を滞納していないこと 常時雇用従業員2人以上増加 ○移設 投下固定資産額　5,000 万円以上 市税を滞納していないこと 常時雇用従業員2人以上増加 最後に交付を受けた年度から5年以上経過	奨励金 ○奨励措置を講ずる期間 新設，増設又は移設に伴い取得した家屋又は償却資産に係る固定資産税の納付を開始した年度から3年間 ○交付金額 新設　固定資産税及び都市計画税に相当する額 増設　増設部分の固定資産税に相当する額 移設　移設部分の固定資産税に相当する額
		【適用地区】 ①都市計画法の規定に基づく工業専用地域	

		②農村地域工業等導入促進法の規定により指定を受けた区域 ③市土地開発公社が造成した工業団地 【新設】 市内に事業所を有しないものが適用地区に新たに土地を取得又は賃借し事業所を設置すること 【増設】 市内に事業所を有する者が，適用地区に新たに事業所を設置し，又は事業所の規模を拡張すること 【移設】 市内に事業所を有する者が，市内に存する事業所の一部又は全部を廃止して，新たに適用地区に事業所を設置すること	
結城市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準を定める条例	H22.3	条例に定める工場立地特例対象区域に立地する工場等	工場立地法に基づく緑地面積率と環境施設面積率の緩和 ・緑地面積率　5% ・環境施設面積率　10%

詳しくはこちら

本社機能の移転又は拡充を検討される事業者の方へ https://www.city.yuki.lg.jp/page/page003061.html

結城市の企業誘致優遇制度 https://www.city.yuki.lg.jp/page/page001319.html

08208

茨城県

龍ケ崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
龍ケ崎市企業立地促進条例	H28.4.1 R5.1.2 改訂	1.「工場新設型企業立地奨励金」 製造業・情報通信業・運輸業・卸売業 ○新たに従業者を3名以上雇用 ○土地の取得後3年以内に工事に着工し、5年以内に操業を開始 ○適用地区外については、投下固定資産の取得に要する費用の総額が3億円以上(うち建設取得費が1億円以上)	取得した土地及び家屋に係る固定資産税相当額　期間3年
		2.「工場増設型企業立地奨励金」 製造業・情報通信業・運輸業・卸売業 ○新たに従業者を3名以上雇用 ○当該増設に伴い土地を取得し、当該取得の後3年以内に工場等の建設工事に着手し、かつ、5年以内に操業を開始 ○適用地区外については、投下固定資産の取得に要する費用の総額が1億円以上	増設に係る土地及び家屋の固定資産税相当額　期間3年 ※適用地区とは ①都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域のうち同法第 12 条の4第1項第1号に規定する地区計画に定められた区域(松ケ丘・藤ケ丘・白羽地区) ②都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域(つくばの里工業団地及び周辺)
		3. 雇用促進奨励金 (前出の奨励金対象企業の内、新たに市内在住の常時雇用者を3名以上雇用される企業の方)	市内在住の常時雇用者1人につき 10 万円 (補助限度額 1,000 万円) ←期間1年

08210

茨城県

下妻市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
製造業・運輸業・卸売業・研究施設 県開発公社・市開発公社が造成した工業団地等における新設及び設備投資額5,000 万円以上の増設	—	課税免除	固定資産税 （土地、家屋、償却資産）	3年間
上記以外の土地の場合（自主立地等） 3,000 ㎡以上の土地における設備投資額1億円以上の新設又は設備投資額 5,000 万円以上の増設 （ただし、住居系用途地域は適用外）	下妻市民を新規に正社員として 10 人以上雇用			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
下妻市雇用促進奨励金交付規則	H20.10	○製造業・運輸業・卸売業・研究施設 ○固定資産税の課税免除制度適用要件に該当し、新設又は増設に併せ下妻市民を新規に 10 人以上正社員として雇用し、1年以上継続雇用した場合	雇用奨励金 ○1人当たり 10 万円を交付 （ただし、1事業者 3,000 万円を限度） （建物取得(建築)前2年間、取得後3年間の計5年間に雇用した者が対象で、申請時において継続雇用していること及び下妻市内に在住していることが条件）

詳しくはこちら　一般財団法人下妻市開発公社 HP（優遇制度・支援体制）

08211
茨城県
常総市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
常総市雇用促進奨励金交付要綱	H23.4	交付対象事業者 【全ての条件を満たす事業者】 1. 内守谷工業団地、坂手工業団地、花島工業団地、大生郷工業団地の区域内に事業所、工場等を有する事業者 2. 上記の区域内にある事業所等において、雇用期間の定めがなく、週 30 時間　以上の勤務に従事している労働者を常時 50 人以上雇用している事業者 対象となる雇用者 【全ての条件を満たす雇用者】 1. 市内在住者（住民登録されている方）で、雇入れの日において 40 歳未満である方 2. 引き続き雇用されている期間が申請年度の4月1日において1年以上2年未満の方 3. 雇入れの日から遡って6ヶ月前までの間に企業の都合で離職し、再雇用されていないこと	奨励金 対象となる雇用者1人につき 10 万円を事業主に交付
企業立地促進条例	令和２年４月１日	(1)　新設の場合は，土地及び建物の取得価格が1億円以上，増設の場合は，建物の取得価格が5千万円以上であること。 (2)　(1)に伴い，新たに5名以上の雇用があること。	(1)　企業立地奨励金 土地及び建物に係る固定資産税相当額を，1年度につき２千万円を上限として，3年度分交付する。 (2)　雇用拡大奨励金 新規常時雇用者（申請日前 1 年間継続して市内に在住している者）を雇用した場合，1人につき10万円を給付する。 転入常時雇用者（雇用契約前2年間継続して市外に在住しており，雇用契約後に本市に転入し，申請

			日前 1 年間において継続して市内に在住している者）を雇用した場合，1人につき 15 万円を給付する。上限 500 万円とし，企業立地奨励金が対象となる事業所が第 1 年度申請時のみ申請可能。

詳しくはこちら

雇用促進奨励金ご案内

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/sangyou/location_info/employment_promo.html

企業立地奨励金制度

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/sangyou/location_info/enloca_incentive_sys.html

08212

茨城県

常陸太田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【過疎地域】 資本金 5,000 万円以下:500 万円 資本金 5,000 万円以上 1 億円以下:1,000 万円 資本金 1 億円以上:2,000 万円 【過疎地域以外】 新設:1億円(農林漁業及びその関連業種 5,000) 増設:1億円(農林漁業及びその関連業種並びに中小企業等 5,000) ※地域未来投資促進法に基づく茨城県全域基本計画又は茨城県県北地域基本計画における選定分野，市長が認める業種又は承認地域経済牽引事業者	—	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	3年以内
常陸太田市東部土地区画整理事業計画地立地企業への特例新設:5,000 万円	—	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	5年以内

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
常陸太田市企業等立地促進条例	H18.12	指定産業地域に新たに立地，拡大再投資する企業等で，地域未来投資促進法に基づく茨城県全域基本計画又は茨城県県北地域基本計画における選定分野であって，指定産業地域にふさわしいと市長が認めるもの ・立地:投下資本額1億円超(農林漁業及びその関連業種 5,000 万円超)	・操業開始後3年間の固定資産税，都市計画税相当額を奨励金として交付(課税免除を受けた固定資産税相当額を除く) ・立地，拡大再投資に伴い，操業開始日前6月から操業開始後3年以内に新たに雇用した者のうち，その者又はその者と生計を一にする家族が操業開始日前1年間継続して本市の区域内に住所を有する者を1年以上継続して雇用した

		・拡大再投資：投資額1億円超（農林漁業及びその関連業種並びに中小企業等 5,000 万円超）	場合，当該新規雇用者数に1年当たり 10 万円を乗じて得た額を奨励金として交付（当該新規雇用者ごとに3年まで）
常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市企業等立地促進条例の特例を定める条例	H30.9	常陸太田市東部土地区画整理事業計画地への立地企業 ・立地：投下資本額 5,000 万円超	・操業開始後5年間の固定資産税，都市計画税相当額を奨励金として交付（課税免除を受けた固定資産税相当額を除く） ・立地に伴い，操業開始日前6月から操業開始後3年以内に新たに雇用した者のうち，その者又はその者と生計を一にする家族が操業開始日前 1 年間継続して本市の区域内に住所を有する者を 1 年以上継続して雇用した場合，当該新規雇用者数に 1 年当たり 10 万円を乗じて得た額を奨励金として交付（当該新規雇用者ごとに5年まで）
常陸太田市新規立地企業誘致促進奨励金交付要項	R 元.5	常陸太田市東部土地区画整理事業計画地への立地企業 ・指定業種：産業分野（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類による。）男子服小売業，婦人・子供服小売業，家具・建具・畳小売業，書籍・文房具小売業，スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業，すし店，喫茶店，その他市長が認める産業分野	・企業が立地した日の属する年度の翌年度から 10 年度を限度とし，交付期間における各年度の 4 月 1 日における商業施設の店舗面積 1 平方メートルあたり 5,000 円を乗じて得た額を奨励金として交付（各年度の一の企業に対する奨励金の上限額は 500 万円）
常陸太田市新規立地企業上下水道料金補助金交付要項	R 元.5	常陸太田市東部土地区画整理事業計画地への立地企業	・企業が立地した日の属する月の翌月から5年を限度とし，企業がその活動のために使用した上下水道に係る料金のうち，交付期間における各年 1 月から 12 月に係る補助対象経費の総額の2分の1を補助金として交付（各年の一の企業に対する補助金の上限は 300 万円）

https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page009028.html

08214

茨城県

高萩市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
高萩市企業誘致条例	H18.12.25	○高萩市土地開発公社が造成した工業団地において事業所を新設したとき。 ○操業開始日に投下固定資産税総額が 2,400 万円以上であるとき。 ○操業開始日から常に市内に住所を有する従業員が 5 人以上であるとき。 ○市税を滞納していないとき。	奨励金 ○限度額　なし ○交付期間　3年 ○交付額 ・交付期間に属する各年度に納付した固定資産税のうち、操業開始日に係るものに 100 分の 70 ・高萩・北茨城広域工業用水道企業団の工業用水を 1 日当たり 100 立方メートル以上契約している事業者にあっては 100 分の 100 を乗じて得た額

08216

茨城県

笠間市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内に事務所、事業所を新増設し、次のいずれかに該当する法人 ① 業者数が 10 人以上増加 ② 地方公共団体等が造成した工業団地への新増設		課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に規定する地方活力向上地域において，地域再生法第 17 条の6の地方公共団体等を定める省令に規定する特別償却設備を新増設した設置者		不均一課税	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に規定する促進区域において，同法 25 条の規定に基づき，総務省令で定めるものを設置した設置者		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
		・製造業、運輸業、卸売業等で1ヘクタール以上の用地を取得 ・公共団体が造成した市内工業団地や事業用地または都市計画工業系用途地域以外の区域に立地 ・投資額1億円以上 ・市内居住の正規雇用者を5人以上確保	5,000 万円を限度に取得額の 5%以内を補助
		・製造業、運輸業、卸売業等で1ヘクタール以上の用地を取得 ・公共団体が造成した市内工業団地や事業用地または都市計画工業系用途地域内に立地 ・投資額1億円以上 ・市内居住の正規雇用者を5人以上確保	5,000 万円を限度に取得額の 10%以内を補助
		・製造業、運輸業、卸売業等で5ヘクタール以上の用地を取得 ・公共団体が造成した市内工業団地や事業用地または都市計画工業系用途地域内に立地 ・投資額1億円以上 ・市内居住の正規雇用者を5人以上確保	1 億円を限度に取得額の 10%以内を補助
		・製造業、運輸業、卸売業等で 0.5 ヘクタール以上の用地を取得 ・安居工業地域整備エリア内に立地 ・投資額1千万円以上 ・市内居住の正規雇用者を5人以上確保	1 千万円を限度に造成費の 50%以内を補助

笠間市工場立地法準則条例	H26.4	・都市計画法第8条第1項に規定する用途地域の定めのない区域及び同条第1項第1号の準工業地域 ・都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域及び工業地域	・緑地含む環境施設面積率:15%以 ・緑地含む環境施設面積率:10%以上

08225

茨城県

常陸大宮市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業促進区域 同意促進区域内において、省令により定められた設備を設置した事業者 取得額 10,000 万円 (※農林漁業関連 5,000 万円) 製造業かつ企業立地計画承認事業者	―	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・構築物)	3年間
過疎法適用地域 産業振興促進区域内において、事業の用に供する設備の取得で、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分以上のもの ①情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円(資本金の額等が 5、000 万円を超え 1 億円以下の法人の場合 1,000 万円、1 億円を超える法人の場合 2,000 万円) ②製造業又は旅館業 500 万円	―	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
常陸大宮市宮の郷工業団地企業立地奨励金交付要綱	H21.11	○宮の郷工業団地内に事業活動に必要な土地を取得又は賃貸契約を締結し、かつ、事業所を新設、増設又は取得すること ○市税等を納付期限内に完納していること ○立地し、操業を開始してから1年を経過していること。	奨励金 ○3年間 ○事業を開始した翌年度に賦課した固定資産税額を限度額として交付
常陸大宮市雇用促進奨励金交付要綱	H18.9	○宮の郷工業団地内の事業所において、当市に住所を有する者を雇用した事業者 ○操業開始日の属する年の前年4月1日から操業開始日以降3年以内に事業者に雇用された者のうち、引き続き1年以上雇用されている者	奨励金 ○3年間 ○雇用者1人につき 年額 10 万円

08226
茨城県
那珂市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
市内において、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、コールセンター業、旅館業、植物工場に該当するものが新増設により取得した減価償却資産で取得価格の合計額が 2,700 万円を超えるもの。	新増設した対象設備を事業の用に供したことより増加する雇用者の数が5人を超えること（製造業は除く）	課税免除	固定資産税（土地、家屋、償却資産）	3年間（R7.3.31までに取得した対象資産）
【移転型事業】 茨城県から認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、東京 23 区にある本社機能を市内の対象地域内に移転することに伴い、取得した減価償却資産の合計額が 2,000 万円以上であるもの。（中小企業については 1,000 万円以上）		課税免除	固定資産税（土地、家屋、償却資産）	3年間
【拡充型事業】 茨城県から認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、東京 23 区以外にある本社機能の市内への移転及び市内にある本社機能の拡充をすることに伴い、取得した減価償却資産で取得価格の合計額が 2,000 万円以上であるもの。（中小企業については 1,000 万円以上）		不均一課税	固定資産税（土地、家屋、償却資産）	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
那珂市企業立地促進雇用奨励補助金交付要綱	R2．4	○製造業、情報通信業、卸売業、運輸業、コールセンター業、旅館業、植物工場	雇用奨励補助金 ○新規雇用1人当たり年額10万円 （1事業者当たり年額300万円を限度）

		○「那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例」に基づく固定資産税の課税免除の適用を受ける法人であって、設備投資等に伴い、那珂市民を新規に正規社員として雇用し、1年以上継続雇用した場合	（交付期間は3年度が限度） （操業開始日前6か月間、操業開始後1年間の計1年6か月間において、那珂市民を新規に正規社員として雇用し、雇用した日から１年以上継続雇用した者が対象）

08229

茨城県

稲敷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
稲敷市内に事務所等を新設または増設した法人	工業団地、稲敷IC周辺の指定路線区域若しくは農村産業法に基づく地区以外の場合は、市内在住者5人以上の新規雇用	課税免除	固定資産税	3年間 (稲敷工業団地・江戸崎工業団地への立地は5年間)
稲敷市過疎地域持続的発展計画に定められた振興すべき業種の用に供する設備の取得等をした者 製造業又は旅館業　500万円以上(資本金規模による) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業　500万円		課税免除	固定資産税	3年間
茨城県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人で、当該計画に位置付けている特定業務施設を事業の用に供した法人		課税免除	法人市民税 (1年度1億円を限度)	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
稲敷市江戸崎工業団地企業立地促進条例	H23.9	江戸崎工業団地に立地した企業 ○製造業、運送業、卸売・小売業(日本標準産業分類) ○投下固定資産総額(建物・設備)が 2,000 万円以上 ○市内在住者5人以上の新規雇用	用地取得助成金 ○土地購入代金の5%助成
稲敷市稲敷工業団地企業立地促進条例	R3.3	新たに稲敷工業団地の用地を取得し、立地する企業 ○投下固定資産総額(建物・設備)が 2,000 万円以上	用地取得助成金 ○土地購入代金の5%助成

		○市内在住者 5 人以上の新規雇用	
稲敷市本社機能移転等支援事業費補助金交付要綱	H28.3	茨城県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者で、当該計画に位置付けている特定業務施設を事業の用に供した者	(1)移転支援補助金(上限 2,000 万円) (2)市内定住従事者雇用促進補助金(上限 1,000 万円)
稲敷市市民のための創業支援事業費補助金交付要綱	H29.7	稲敷市創業支援事業計画に基づき，市内で創業，第二創業又は新事業展開をする者	(1)創業等に要する経費の 2 分の 1 以内の額(上限 50 万円) (2)UIJ ターン者には 20 万円加算 (3)創業者が女性の場合は 10 万円加算 (4)空き店舗を活用する者には 10 万円加算
稲敷市社宅整備促進補助金交付要綱	H28.3	市内に従業員の居住を目的とした住居を新たに取得した法人	補助金 上限 200 万円

08230

茨城県

かすみがうら市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設した法人 (製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、情報通信技術利用業、自然科学研究所、宿泊業) 新増設に伴う土地(家屋の敷地部分)・家屋・償却の設備投資額の合計が1億円以上	市内在住の従業員を5人(中小企業は3人)以上新たに雇用	課税免除	新増設に伴う土地(家屋の敷地部分)・家屋・償却資産について課税免除	●工業専用地域:5年間 ●その他地域:3年間 (本社機能移転の場合は5年間)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
かすみがうら市企業立地促進条例	H21.9 (R06.3.31まで)	本市に企業の立地(事務所等の新増設)を行い、従業員を5人(中小企業にあっては3人)以上新規雇用する企業(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、情報通信技術利用業、自然科学研究所、宿泊業) ただし、立地の場合の投下設備投資額が、新設の場合は2億円(中小企業は1億円)以上、増設等の場合は1億円(中小企業は5千万円)以上であること。さらに、新規雇用従業員は、新増設に伴い新たに当該企業に就業することとなる正社員のほか、現在正社員であっても当該企業の新増設等に伴い当該事務所等に就業することとなる者を含み、いずれも市内に居住する者であること。 また、着工前に地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の茨城県の承認を受けること。	助成金 ○設備投資助成金 ・投下された設備投資額に5%を乗じて得た額を交付(1億円を限度) ・本社機能移転の場合、投下された設備投資額の10パーセント(2億円を限度) ○雇用促進助成金 ・新規雇用従業員の数に一人当たり30万円を乗じた額を交付(1億円を限度) ・本社機能移転の場合、新規雇用従業員一人当たり50万円(1億円を限度) ○敷地整備・インフラ整備助成金 ・整備額の25%(1億円を限度)助成 ・本社機能移転の場合、整備額の 50%(2億円を限度)助成 ※敷地整備:企業の立地に必要な土地の区画形質の変更(造成・整地・伐採等) インフラ整備:調整池・排水路施設等の整備

			※上記の合計額を3年間に分割して交付することができる
かすみがうら市企業立地促進融資利子補給要綱	H21.9 (R06.3.31 まで)	本市域に本市企業立地促進条例に基づく企業の立地(事務所等の新増設)を行うために茨城県工場等立地促進融資を受けた者	利子補給金の交付 ○当該年度の 4 月 1 日における茨城県工場等立地促進融資の融資元金残高に1%を乗じて得た額 ○交付期間は5年間とし、通算3千万円が限度
かすみがうら市重点促進区域における緑地面積率等を定める条例	H21.9	本市における重点促進区域における製造業等に係る工場又は事業場を工場立地法に基づき立地する場合	○緑地面積率 ・土浦・千代田工業団地等地域及び逆西工業団地等地域は 10%以上 ・向原工業団地等地域、西山工業団地等地域、天神工業団地等地域、加茂工業団地等地域は5%以上 ○環境施設面積率 ・土浦・千代田工業団地等地域及び逆西工業団地等地域は 15%以上 ・向原工業団地等地域、西山工業団地等地域、天神工業団地等地域、加茂工業団地等地域は 10%以上

https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page001417.html

08235

茨城県

つくばみらい市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
(1)自らが事業を営む場合で、従業者数を 10 人以上増加させる法人等 (2)賃貸を目的とした場合で、その事務所等を使用する法人等の従業者数を 20 人以上増加させる法人等 (3)福岡工業団地をはじめとした、地方公共団体その他公共的団体が造成した工業団地内におけるもの、その他規則で定めるもの	課税免除	固定資産税・都市計画税 (1)家屋 (2)土地※家屋の敷地部分のみ、また土地の取得から 1 年以内に建築が開始された場合に限ります。	2年間

令和9年 3 月 31 日までに、つくばみらい市内に事務所・事業所等を新・増設した場合、新・増設部分の家屋・土地(家屋の敷地部分)それぞれの固定資産税及び都市計画税が2年間免除の対象になります。(既存の事業所等を取得した場合も対象となります。)

※令和4年3月31日までに事務所等の新増設を目的として土地や建物を取得等した方は、措置範囲に償却資産が追加され、免除期間が3年となります。

※新・増設した日の前日の従業者数よりも各年の1月1日の従業者数が下回ったときは対象外となります。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
つくばみらい市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例	H22.7.8	条例に定める工場立地特例対象区域内に新設又は増設する製造業等	工場立地法に基づく緑地面積率と環境施設面積率の緩和 ・緑地面積率　5% (一部区域は、10%) ・環境施設面積率　10% (一部区域は、15%)
つくばみらい市雇用促進奨励金条例	H22.12.15	「固定資産税及び都市計画税の特別措置」の適用に該当する事務所・事業所等について、事業開始の日から新規雇用者(市内に住所を有する)を1年以上雇用した場合 (1)事業所新増設に際し、雇用を開始していること (2)雇用保険被保険者であること (3)事業開始日から少なくとも 1 年間は、つくばみらい市に	奨励金 ・該当従業員1人につき 15 万円(上限 300 万円) ・奨励金の交付は、事務所等の1新設又は1増設につき1回とする。

		住民票があること (4)事業開始日から１年以上雇用していること	

詳しくはこちら https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/page/page000780.html

08236

茨城県

小美玉市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
H30 年 4 月 1 日から R10 年 3 月 31 日までの間に市内の事務所又は事業所を新設又は増設	市内の事務所等の雇用者が3人以上(※注 1)増加する法人(特例法人) (※注 1) ・小美玉市内に住所を有する者を3人以上含むもの ・事務所等の新増設が,工業団地内等である場合には,雇用者が3人以上増加しなくても課税免除の対象となる。	課税免除	事務所等の新増設に伴う土地(※注 2),家屋及び償却資産(特例資産)の一部又は全部(※注 2) ・土地については,取得後1年以内に事務所等の建設に着手したもので,対象部分は家屋の底地面積。	5年間

https://www.city.omitama.lg.jp/0091/genre2-0-001.html

〈補助金,融資,奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例	H30.3	小美玉市市民雇用奨励金 市内の事業者が,小美玉市に住所を有しているものを正規雇用し,一定期間継続して雇用した場合。 (「小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例」に規定する要件を満たすもの) 操業開始日の前後6カ月に新規に雇用するものとして雇い入れ,1年以上継続して雇用した場合。	新規雇用者1人につき,年額 10 万円ただし,1,000 万円を限度とする。最長で交付を受けた年度から3年度目まで。

https://www.city.omitama.lg.jp/0091/info-0000004817-0.html

08302

茨城県

茨城町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業 2,700	新規雇用　15 (製造業は 15 人以下でも可)	不均一課税 第 1 年度 0.14% 第 2 年度 0.35% 第 3 年度 0.70%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
茨城町企業誘致条例	H11.9	《企業奨励金》 1 茨城工業団地及び茨城中央工業団地に工場等を新設し，又は増設したとき。 2 事業の用に供する敷地面積が 4,000 平方メートルを超えるものであること。 3 新設又は増設に係る用地取得又は借入れ後，2年以内に工場等の操業を開始していること。ただし，敷地面積が 30 万平方メートルを超える場合には用地取得又は借入れ後，5年以内に工場等の操業を開始していること。 4 町税等を完納していること。	○固定資産税相当額(3年間) ただし，用地取得又は借入れ面積が 30 万平方メートルを超える場合には，交付対象期間を操業開始日の翌年の 4 月 1 日から起算して5年間とし，4年目，5年目の交付額については，固定資産税相当額の 2 分の 1 の額とする。
		《土地賃借奨励金》 1 茨城中央工業団地に工場等を新設し，又は増設したとき。 2 事業の用に供する敷地の借入れ面積が 30 万平方メートルを超えるものであること。 3 敷地の借入れ後，5年以内に工場等の操業を開始していること。 4 町税等を完納していること。	国有資産等所在市町村交付金相当額の 2 分の 1 の額(その額に 1 万円未満の端数があるときには，これを切り捨てた額)とし，交付対象期間は操業開始日の翌年の 4 月 1 日から起算して 10 年間とする。
	H21.4	《雇用奨励金》 1 茨城工業団地及び茨城中央工業団地に工場等を新設し，又は増設したとき。 2 事業の用に供する敷地面積が 4,000 平方メートルを超えるものであること。	新規雇用者数に 10 万円を乗じて得た額とし，交付対象期間は操業開始日から 1 年を経過した日から3年間とする。

		3　新設又は増設に係る用地取得又は借入れ後，2年以内に工場等の操業を開始していること。ただし，敷地面積が 30 万平方メートルを超える場合には用地取得又は借入れ後，5年以内に工場等の操業を開始していること。 4　新規雇用者を採用していること。 5　町税等を完納していること。	
	H28.4	《用地取得奨励金》 1　茨城中央工業団地の用地を取得したとき。 2　用地取得面積が5万平方メートル以上であること。 3　設備投資費が5億円以上であること。 4　操業開始時において新規雇用者が 10 人以上であること。 5　新設又は増設に係る用地取得後，2年以内に工場等の操業を開始していること。ただし，敷地面積が 30 万平方メートルを超える場合には用地取得後，5年以内に工場等の操業を開始していること。 6　町税等を完納していること。	用地取得額の5％の額とし，1社当たりの限度額は1億円とする。

08341

茨城県

東海村

〈補助金，融資，奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
東海村産業活性化奨励金交付要綱	H29.4	○企業立地奨励金の交付決定を受けており，新設又は増設に伴い，東海村民を新規従業員として3人以上雇用し，1年以上継続雇用した場合 ○下記地区に新増設した事業者で，土地・工場等の取得費が 3,000 万円以上 （平原工業団地，平原南部工業団地，部原工業団地，白方地区における準工業地域(東海村大字白方字前野 7 番 1，東海村大字白方字前野 7 番 5，東海村大字白方字白根 5 番 5，東海村大字白方字前野 17 番 1 に限る。)）	雇用促進奨励金 ○1人当たり 10 万円を交付 （ただし，1事業者 100 万円を限度） （交付期間は，初めて雇用促進奨励金の交付の決定を受けることとなった年度から3年間を限度とする。） 企業立地奨励金 新設又は増設に伴い取得した固定資産に係る固定資産税等の課税額に相当する額 3年間を限度とする。

08442
茨城県
美浦村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,800 万円(中小企業者等は1,900 万円) ※対象は、本社機能施設の建物及びその附属設備、構築物、機械装置等	5人以上(うち村民1人以上)の増加	■不均一課税 ○建物を新増築した場合の税率 第 1 年度 0.00/100 第 2 年度 0.00/100 第 3 年度 0.00/100 第 4 年度 0.14/100 第 5 年度 0.28/100 ○既存施設を取得した場合の税率 第 1 年度 0.00/100 第 2 年度 0.00/100 第 3 年度 0.00/100 ※上限:軽減措置の額が5,000 万円となる率	固定資産税	○建物を新増築した場合は5年間 ○既存施設を取得した場合は3年間 ※令和7年3月31日までに新増設した法人に適用

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
美浦村企業誘致条例	H27.3	○新設の場合は敷地面積が 500 ㎡以上又は投下固定資産が 3,000 万円以上 ○増設の場合は延床面積が 200 ㎡以上又は投下固定資産が 1,000 万円以上 ○機械等の増設の場合は取得費用が 1,000 万円以上(過去に機械等を整備したことのない施設に増設した場合を対象とし、機械等の更新は含まない) ○従業者5人以上(うち村民1人以上)の増加 ○令和 7 年 3 月 31 日まで ※雇用促進奨励金の該当者 ・第1年度は、事業開始日6月前から第1年度開始の 4 月 1 日までの間に雇用し、第1年度内において引き続き雇用した者 ・第2年度は、第 1 年度の 4 月 2 日から第2年度開始の 4 月 1 日までの間に雇用し、第2年度内にお	≪立地奨励金≫ ○建物を新増築した場合は新増設に係る固定資産税相当額を3年間交付。さらに、投下固定資産が2億円以上の場合に限り、第4年度は新増設に係る固定資産税相当額の70%、第5年度は新増設に係る固定資産税相当額の 50%を交付 ※上限:5,000 万円 ○既存施設を取得した場合は、第1年度は新増設に係る固定資産税相当額、第2年度は新増設に係る固定資産税相当額の 70%、第3年度は新増設に係る固定資産税相当額の 50%を交付 ※上限:5,000 万円

		いて引き続き雇用した者	≪設備投資奨励金≫ ○機械等を増設した場合は新増設に係る固定資産税相当額の 50%を3年間交付 ≪雇用促進奨励金≫ ○村民の正社員を雇用した場合は1人につき 10 万円を2年間交付 －期限－ 令和 7 年 3 月 31 日まで

08443
茨城県
阿見町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
阿見町工場誘致条例	H13.10 H22.4 改正〔雇用促進奨励金追加〕 H25.10 改正〔企業立地等促進奨励金を交付する期間の特例〕 H26.4 改正〔工場見学施設設置奨励金追加〕 H27.4 改正〔企業立地等促進奨励金を交付する期間の特例〕	阿見東部工業団地内において、3,000 ㎡を超える新たな用地の取得又は賃借の契約後2年以内に工場等の建設工事に着手し、3年以内に操業開始	○奨励金 ■企業立地等促進奨励金 ◇固定資産税の年税額に相当する額 ◇操業開始後、最初に納税義務が確定した固定資産税の納期年度から3年以内 (平成 25 年 10 月1日から平成 30 年3月 31 日の間に用地取得等の場合5年) ■雇用促進奨励金 ◇新規雇用者※数 × 10 万円 の額 ※ 操業開始日の前後6月以内の新規雇用者で、1年以上継続雇用し 、町内に住所を有するもの。 ◇操業開始日から1年6ヶ月後の年度から3年以内 ■工場見学施設設置奨励金 ◇新設する工場等に、一般からの工場見学を広く受け入れることを目的に施設を設置し、かつ、町と産業観光の対象とする締結をした場合、取得費の5%の額(300 万円を上限)
阿見吉原地区企業誘致条例	H26.4 H27.4 改正〔奨励金に建物と償却資産の固定資	①阿見吉原地区の茨城県が分譲する業務用地において、10,000 ㎡を超える新たな用地の取得又は賃借の契約後2年以内に事業所等の建設工事に着手し、3年以内に操業開始 ②阿見吉原地区内において阿見吉原地区地区計	○奨励金 ■企業立地等促進奨励金 ◇固定資産税の年税額に相当する額 ◇操業開始後、最初に納税

	産税額に相当する分を追加。雇用促進奨励金、見学施設設置奨励金を追加〕 R05.4 改正 〔対象要件を拡充〕	画の沿道施設地区Ⅰ内の土地において、3,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満の用地を取得後、2 年以内に建物の延べ面積が 1,000 ㎡を超える事業所等（事業所、工場、物流施設、商業施設、宿泊施設等）の建設工事に着工し、かつ、3 年以内に操業を開始	義務が確定した固定資産税の納期年度から3年以内 ■雇用促進奨励金 ◇新規雇用者※数 × 10 万円 の額 ※ 操業開始日の前後6月以内の新規雇用者で、1年以上継続雇用し 、町内に住所を有するもの。 ◇操業開始日から1年6ヶ月後の年度から3年以内 ◇要件①のみ ■見学施設設置奨励金 ◇新設する事業所等に、一般からの見学を広く受け入れることを目的に施設を設置し、かつ、町と産業観光の対象とする締結をした場合、取得費の5%の額（300 万円を上限） ◇要件①のみ

08447

茨城県

河内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
町内に事務所又は事業所の新設又は増改築をした法人	従業員数を5人以上増加させるもの	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産)	3年間
＜過疎地域における固定資産税の課税免除＞ ◇製造業・旅館業 ・資本金規模 5 千万以下(個人含) 500 万以上 ・資本金規模 5 千万超 1 億円以下 1,000 万以上(新規・増築のみ) ・資本金規模 1 億円超 2,000 万以上(新規・増築のみ) ◇農林水産物等販売業 情報サービス業等 ・資本金規模 5 千万以下(個人含) 500 万以上 ・資本金規模 5 千万超 500 万以上(新規・増築のみ)		課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産)	3年間